

申込みは、センター小児科、整形外科を受診されていることが前提となります。特別通院・通学を希望される前年の秋頃までに受診と相談を済ませてください。

詳細は、センター地域連携課または、旭川養護学校にお問い合わせください。

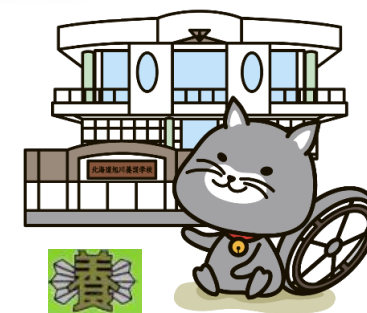
問い合わせ先

北海道立旭川子ども総合療育センター
Tel 0166-51-2126 内線 2173
地域連携課長

北海道旭川養護学校
Tel 0166-54-5540 (職員室)
51-6507 (事務室)



特別通院・通学の ご案内



北海道立旭川子ども総合療育センター
北海道旭川養護学校

特別通院・通学とは

家庭で生活しながら、旭川子ども総合療育センター（以下、センター）で療育を受け、併設している旭川養護学校で教育を受けることをいいます。

従来、旭川養護学校入学の要件は、センター入院児童が対象になっていました。「家庭から通わせたい」「学校に通いながら、リハビリテーションを受けたい」などの要望を受け、昭和62年より「特別通院」として試行しました。その後、北海道教育委員会、北海道保健福祉部との協議を重ね平成10年に「特別通院・通学」との名称で開始となりました。

対象となるお子さん

対象のお子さんは、入所している児童と同程度の障がい有し、かつ通院・通学によって療育効果が見込まれる小・中・高等部の児童生徒です。

通院・通学範囲は、特に定めてはいませんが、毎日、通えることが原則となります。なお、通院・通学が困難となった場合は対象外となります。

日課

旭川養護学校では、小学校、中学校に準ずる教育課程及び、特別支援学校高等部の教育課程による教育、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標とした教育が実践されます。

年単位で決められている時間割には、外来診療としてのリハビリテーションの時間が組み込まれています。リハビリテーションは、週一回、お子さんの障がい等に合わせて理学療法、作業療法、言語聴覚療法のいずれかを実施します。

特別通院・通学のきまり

ご家族・学校・センターとの協力体制のなかで維持される制度です。決まりについて、十分にご理解ください。

1. 通院・通学について

通院・通学は、保護者の送迎を原則としています。

2. リハビリテーションについて

リハビリテーションは、外来診療のルールに沿っての実施となります。医師の定期受診を必要とし、実施日の受付（朝）、精算を原則としていますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

リハビリテーションの内容、希望について確認させていただくため、年間で面談日、夏休み・冬休み相談日を設定させていただいております。

3. 医療行為、医療的ケア

医療行為は（喀痰吸引、導尿、胃ろう等）は、原則、保護者が行うことになっています。なお、センターで行う医療行為、養護学校で行う医療的ケアは、それぞれ対応が異なりますので、内容を十分ご理解の上、担当者にご確認ください。

健康管理について

登校後の体調不良時は、原則保護者の判断により医療機関（センターの場合は要予約）等で受診する対応をお願いします。なお、緊急時はセンターでも対処しますが、この場合も保護者の判断となります。

体調不良の際は、無理をせず休ませてください。特に感染症の疾患の疑いがあるときは欠席してください。

体調の変化により継続的に通院・通学が難しいと判断された場合は、センター本入院及び訪問教育の適否を含めご相談させていただく場合があります。